

令和6年度

健全化判断比率等審査意見書

令和7年8月

大津町監査委員

## 目 次

第 1	審査の種類	.....	P. 1
第 2	審査を執行した監査委員	.....	P. 1
第 3	審査の期日・場所	.....	P. 1
第 4	審査の対象	.....	P. 1
第 5	審査の着眼点及び主な実施内容	.....	P. 1
第 6	審査の結果	.....	P. 2～
〔1〕 算定対象会計			
〔2〕 審査結果の概要			
1 健全化判断比率			
2 資金不足比率			
〔3〕 審査内容の詳細			
1 健全化判断比率			
2 資金不足比率			
第 7	審査意見	.....	P. 13

(注)

- 1 文中に用いた金額は、原則として千円単位で表示した。
- 2 金額は、表示単位未満を四捨五入した。このため、差額又は合計金額が一致しない場合がある。
- 3 比率「%」は、表示単位未満を四捨五入した。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間又は指數間の単純差引数値である。
- 5 増減率とは、当年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを作成率で表示したものである。
- 6 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「-」……該当数値がないもの・算出不能又は無意味なもの  
「0.0」……該当数値はあるが、単位未満のもの  
「△」……負数又は減数

## 第1 審査の種類

健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)

## 第2 審査を執行した監査委員

吉永 正哉 監査委員 豊瀬 和久 監査委員

## 第3 審査の期間・場所

- ① 期間 令和7年7月14日(月)
- ② 場所 大津町役場 委員会室403

## 第4 審査の対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率算定表一式

## 第5 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率算定表一式について、大津町監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して審査を行った。

審査にあたっては、基準である「健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか」を確認するため、各会計決算書並びに、普通会計決算状況調、健全化判断比率に関する算定様式、資金不足比率に関する算定様式、地方財政状況調査表等の提出を受け、各比率等の算定に用いる数値と、算定の正確性を確認した。

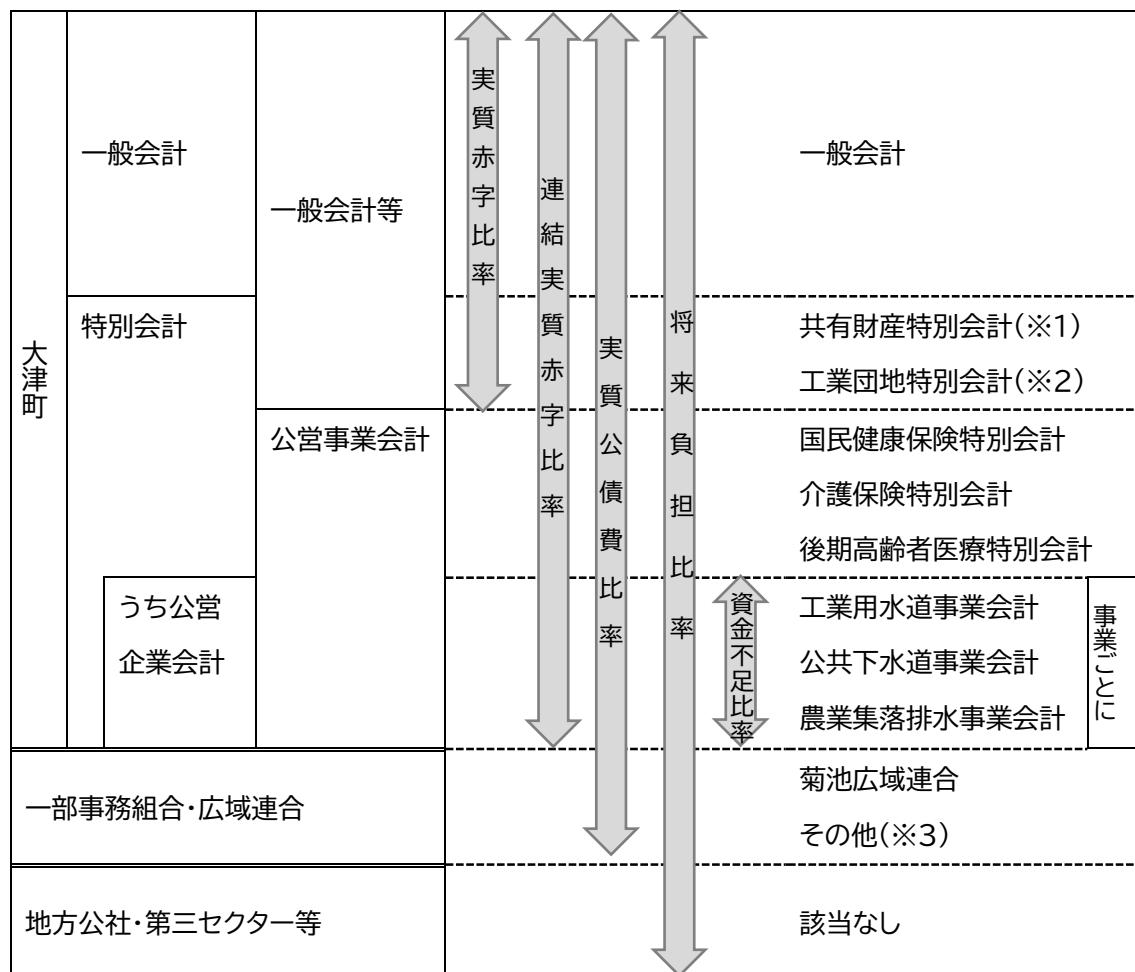
なお、近年、健全化判断比率の結果の数字だけを見るだけでは、財政の全体像を捉えることはできないとの指摘がなされていることから、算定結果の値だけではなく、その算定式や算定に要する数値についても示している。

## 第6 審査の結果

### [1] 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は次のとおりである。

公共下水道事業会計および農業集落排水事業会計は、令和元年度まで地方公営企業法非適用の特別会計であったが、令和2年度より法適用の公営企業会計に移行している。



(※1) 大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計（以下同じ）

(※2) 大津町工業団地整備事業特別会計（以下同じ）

(※3) 「その他」の内容

熊本県市町村総合事務組合、熊本県国民健康保険団体連合会、

熊本県後期高齢者医療広域連合、大津町西原村原野組合、

大津菊陽水道企業団

## 〔2〕審査結果の概要

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているものと認めた。

### 1 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	7.1	—
早期健全化基準	13.43	18.43	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、該当の数値はない。

当年度の実質公債費比率は7.1%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

本町の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

### 2 資金不足比率

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

区分	公共下水道事業会計	農業集落排水事業会計	工業用水道事業会計
資金不足比率	—	—	—
財政健全化基準	20%		

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率について該当の数値はない。

### 〔3〕審査内容の詳細

#### 1 健全化判断比率

##### ① 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}} \times 100$$

実質収支額は14億5,637万2千円の黒字となっているため、健全化判断比率としての実質赤字比率の数値はない。

参考としての黒字額での比率を求めたところ△15.37%となり、前年度に比べ10.43ポイント赤字率が減少(黒字が増)している。

(単位:%、ポイント)

区分	令和6年度	令和5年度	増減
参考比率 A/B	△ 15.37	△ 4.94	△10.43

※実質赤字比率において、黒字であるため、△(マイナス)表示として試算している

#### 〔実質赤字比率算定の内訳〕

(単位:千円、%)

会計名	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
実質収支額	一般会計	925,196	415,797	509,399
	共有財産特別会計	45,795	42,509	3,286
	工業団地特別会計	485,381	1,600	483,781
合計 A	1,456,372	459,906	996,466	216.7
標準財政規模 B	9,469,565	9,309,682	159,883	1.7

## 〔標準財政規模〕

(単位:千円、%)

区分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
標準税収入額等	7,473,312	7,265,679	207,633	2.9
普通交付税等	1,955,652	1,959,136	△ 3,484	△ 0.2
臨時財政対策債	40,601	84,867	△ 44,266	△ 52.2
合 計 B	9,469,565	9,309,682	159,883	1.7

標準財政規模Bは、表中の3項目の合計額である。

実質収支額は14億5, 637万2千円の黒字で前年度に比べ9億9, 646万6千円(21.6.7%)の増加となっている。

一方、標準財政規模は標準税収入額等74億7, 331万2千円、普通交付税額19億5, 565万2千円、臨時財政対策債4, 060万1千円の合計額94億6, 956万5千円である。

標準財政規模は前年度に比べ1億5, 988万3千円(1.7%)の増加となっている。

標準財政規模は拡大し、黒字幅も増加した。このことが他の指標にも大きく影響している。

## ② 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化して財政運営の深刻度を示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 C}}{\text{標準財政規模 B}} \times 100$$

連結実質収支額等は21億7, 944万6千円の黒字となっているため、健全化判断比率としての連結実質赤字比率の数値はない。

参考としての黒字額での比率を求めたところ△23.01%となり、前年度に比べ12.18ポイント赤字率が減少(黒字が増)している。

(単位:%、ポイント)

区分	令和6年度	令和5年度	増減
参考比率 C/B	△ 23.01	△ 10.84	△ 12.18

※実質赤字比率において、黒字であるため、△(マイナス)表示として試算した

[連結実質赤字比率算定の内訳]

(単位:千円、%)

会計名	実質収支額			
	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
一般会計等	1,456,372	459,906	996,466	216.7
国民健康保険特別会計	103,033	39,987	63,046	157.7
介護保険特別会計	133,331	88,675	44,656	50.4
後期高齢者医療特別会計	1,498	1,864	△ 366	△ 19.6
小計 c'	1,694,234	590,432	1,103,802	187.0
会計名	資金剩余額			
	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
公共下水道事業会計	256,105	196,350	59,755	30.4
農業集落排水事業会計	64,024	53,381	10,643	19.9
工業用水道事業会計	165,083	168,950	△ 3,867	△ 2.3
小計 c"	485,212	418,681	66,531	15.9
合計 C	2,179,446	1,009,113	1,170,333	116.0
標準財政規模 B	9,469,565	9,309,682	159,883	1.7

工業用水道事業会計を除く、公営企業会計の資金余剰金は増加し、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計は実質収支が増加しているが、後期高齢者医療特別会計で収支が減少しており、連結全体では黒字が11億7,033万3千円(116.0%)増加している。

この指標においても、一般会計の実質収支の増加により同様の傾向を示している。

### ③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金(町債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したものであり、比率は次の算式による率の3か年平均となる。

$$\begin{aligned}
 & \text{（元利償還金} d' + \text{準元利償還金} d'') D - \\
 & \text{実質公債費比率} = \frac{(\text{d}' \text{ d}'') \text{に係る基準財政需要額算入額} d + \text{特定財源} E)}{\text{標準財政規模} B} \times 100 \\
 & \quad (\text{d}' \text{ d}'') \text{に係る基準財政需要額算入額} d
 \end{aligned}$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位:%、ポイント)

区分	令和6年度	令和5年度	増減
実質公債費比率 (3か年平均)	7.1	6.5	0.6

[実質公債費比率算定の内訳] (単位:千円、%)

区分		令和6年度	令和5年度	令和4年度
d'	元利償還金	1,794,092	1,967,996	1,948,047
d''	準元利償還金	354,450	316,047	155,556
D	小計(償還金計)	2,148,542	2,284,043	2,103,603
d	元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,469,846	1,539,561	1,561,299
E	特定財源	114,367	90,969	91,653
B	標準財政規模	9,469,565	9,309,682	9,043,836
単年度実質公債費比率 (D-(d+E))/(B-d)		7.1	8.4	6.0

当年度の実質公債費比率(3か年平均)は7.1%で、前年度に比べ0.6ポイント増加している。また単年度では前年度より1.3ポイント減少している。

変化の要素は次のとおりである。

- (ア) 準元利償還金の増加
- (イ) 標準財政規模の拡大

(ア) 元利償還金、準元利償還金の状況について(d' d")

(単位:千円、%)

区分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
元利償還金(一般会計等) d'	1,794,092	1,967,996	△ 173,904	△ 8.8
準元利償還金 d"	354,450	316,047	38,403	12.2
公共下水道事業会計	28,241	42,624	△ 14,383	△ 33.7
	20,766	28,879	△ 8,113	△ 28.1
	0	0	0	-
	152,198	114,117	38,081	33.4
	153,245	130,427	22,818	17.5
	0	0	0	-
	0	0	0	-
合 計 D	2,148,542	2,284,043	△ 135,501	△ 5.9

(注1)元利償還金は、一般会計などの公債費である。

(注2)準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰入金や将来の支払を約束した債務負担行為額である。

元利償還金d'は1億7,390万4千円の減少、準元利償還金 d"は3,840万3千円の増加となっているため全体では5.9%の減少となっている。

特に、元利償還金(一般会計等)の減少による影響が大きい。

(イ) 特定財源の状況について

(単位:千円、%)

区分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	-
貸付金財源とした地方債の貸付金の元利償還金	0	0	0	-
公営住宅使用料	91,502	90,441	1,061	1.2
その他	22,865	528	22,337	-
合 計 E	114,367	90,969	23,398	25.7

公営住宅使用料は、公営住宅建設事業債の元利償還に充当した額である。

特定財源は、前年度に比べ2,339万8千円(25.7%)の増加である。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位:千円、%)

区分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	509,451	458,966	50,485	11.0
災害復旧費等に係る基準財政需要額	960,045	1,080,247	△ 120,202	△ 11.1
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	350	348	2	0.6
合 計 d	1,469,846	1,539,561	△ 69,715	△ 4.5

この3項目は、地方債の元利償還及び準元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額として国が示しているもので普通交付税に含まれているとされる額である。

実質公債費比率については今回も増加しており、現在は健全化基準の範囲内ではあるが今後の推移に注意する必要がある。

#### ④ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の町債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 } F - \text{充当可能な財源 } G}{\text{標準財政規模 } B - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } d} \times 100$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

将来負担額を充当可能な財源額が上回るため、健全化判断比率としての将来負担比率の数値はない。

参考として、マイナス値として比率を算定すると△28.7%となり、前年度より10.4ポイント上がっている。

(単位: %、ポイント)

区分	令和6年度	令和5年度	増減
将来負担比率	△ 28.7	△ 39.1	10.4

将来負担比率算定の内訳は、次表のとおりである。

〔将来負担比率算定の内訳〕

(単位:千円、%)

区分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
将来負担額 F	20,515,143	20,930,658	△ 415,515	△ 2.0
充当可能な財源 G	22,812,777	23,970,869	△ 1,158,092	△ 4.8
F - G	△ 2,297,634	△ 3,040,211	742,577	△ 24.4
標準財政規模 B	9,469,565	9,309,682	159,883	1.7
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d	1,469,846	1,539,561	△ 69,715	△ 4.5

充当可能な財源が11億5,809万2千円(4.8%)減少しているが、将来負担額4億1,551万5千円(2.0%)減少しているため、その差額は前年度より7億4,257万7千円減っている。

(ア) 将来負担額の状況について

(単位:千円、%)

区分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
町債の現在高	16,606,272	16,869,863	△ 263,591	△ 1.6
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	-
公営企業債等繰入見込額	692,413	840,117	△ 147,704	△ 17.6
一部事務組合等への負担等見込額	2,777,376	2,844,474	△ 67,098	△ 2.4
退職手当負担見込額	439,082	376,204	62,878	16.7
合 計 F	20,515,143	20,930,658	△ 415,515	△ 2.0

将来負担額は 205億1, 514万3千円で、前年度に比べ4億1, 551万5千円(2.0%)の減少となっている。

これは主として、町債の現在高が減少したことによる。

(イ) 充当可能な財源(基金・特定歳入など)の状況について

(単位:千円、%)

区分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
充当可能な基金	6,359,693	6,486,196	△ 126,503	△ 2.0
充当可能な特定財源	1,113,703	1,015,924	97,779	9.6
地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入される見込み額	15,339,381	16,468,749	△ 1,129,368	△ 6.9
合 計 G	22,812,777	23,970,869	△ 1,158,092	△ 4.8

充当可能な財源においては、全体で11億5, 809万2千円(4.8%)の減少となっている。この要因は、充当可能な基金と、地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入される見込み額が減少しているためである。

将来負担比率については、早期健全化基準からは大きく離れており、健全な状態にはあるが、実質公債費比率と同様に今後の推移に注意する必要がある。

## 2 資金不足比率

公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 I}}{\text{事業規模 H}} \times 100$$
$$\text{資金不足額 I} = \{ \text{流動負債等} + \text{建設改良費以外の財源とした地方債残高} - \text{流動資産等} - \text{解消可能資金不足額} \}$$

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率について該当の数値はない。

参考として、算式の「資金不足額」を「資金剩余额」とし比率を算定した。

[資金剩余额の比率] (単位: %、ポイント)

区分	令和6年度	令和5年度	増減率
公共下水道事業会計	48.8	58.3	△ 9.5
農業集落排水事業会計	177.8	169.1	8.7
工業用水道事業会計	253.8	262.3	△ 8.4

3会計ともに流動資産・流動負債の差額に因する資金については剩余额を有している。

資金剩余额算定の内訳は、次表のとおりである。

[資金剩余额の比率算定の内訳]

区分	流動負債等	(ア)	流動資産等	(イ)	資金剩余额	事業規模
公共下水道事業会計	令和6年度	162,003	0	418,108	0	256,105
	令和5年度	184,447	0	445,644	0	261,197
	増減	22,444	0	27,536	0	5,092
農業集落排水事業会計	令和6年度	7,852	0	71,876	0	64,024
	令和5年度	5,391	0	58,772	0	53,381
	増減	△ 2,461	0	△ 13,104	0	△ 10,643
工業用水道事業会計	令和6年度	7,551	0	172,634	0	165,083
	令和5年度	6,307	0	175,257	0	168,950
	増減	△ 1,244	0	2,623	0	△ 620

※(ア)は建設改良費以外に充てた地方債残額、(イ)は解消可能資金不足額

## 第7 審査意見

地方公共団体の健全化に関する法律(以下、「健全化法」という。)に規定される普通会計に係る健全化判断比率の4項目である「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」及び公共下水道事業等の地方公営企業に係る「資金不足比率」について、令和6年度決算においては、いずれも国が定めた「健全化基準・資金不足比率」を下回っており、健全な財政運営であることが認められた。

なお、今後、新規の公共施設や道路整備等のインフラ整備に多額の財政出動が予想されるとともに、既存施設の増改築や維持修繕等の長寿命化対策も計画的に進めていく必要がある。

このため、健全化判断比率及び資金不足比率はもとより、多角的な視点で財政分析を行うなど、より健全で持続可能な財政基盤の構築に努められたい。